

第5章 子ども・子育て支援

資料3

1 子ども・子育て支援の推進

本計画の理念及び目標を達成するためには、質の高い幼児教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を必要とするすべての子育て世帯に行き渡らせるとともに、その質も常に向上させていくことが重要です。

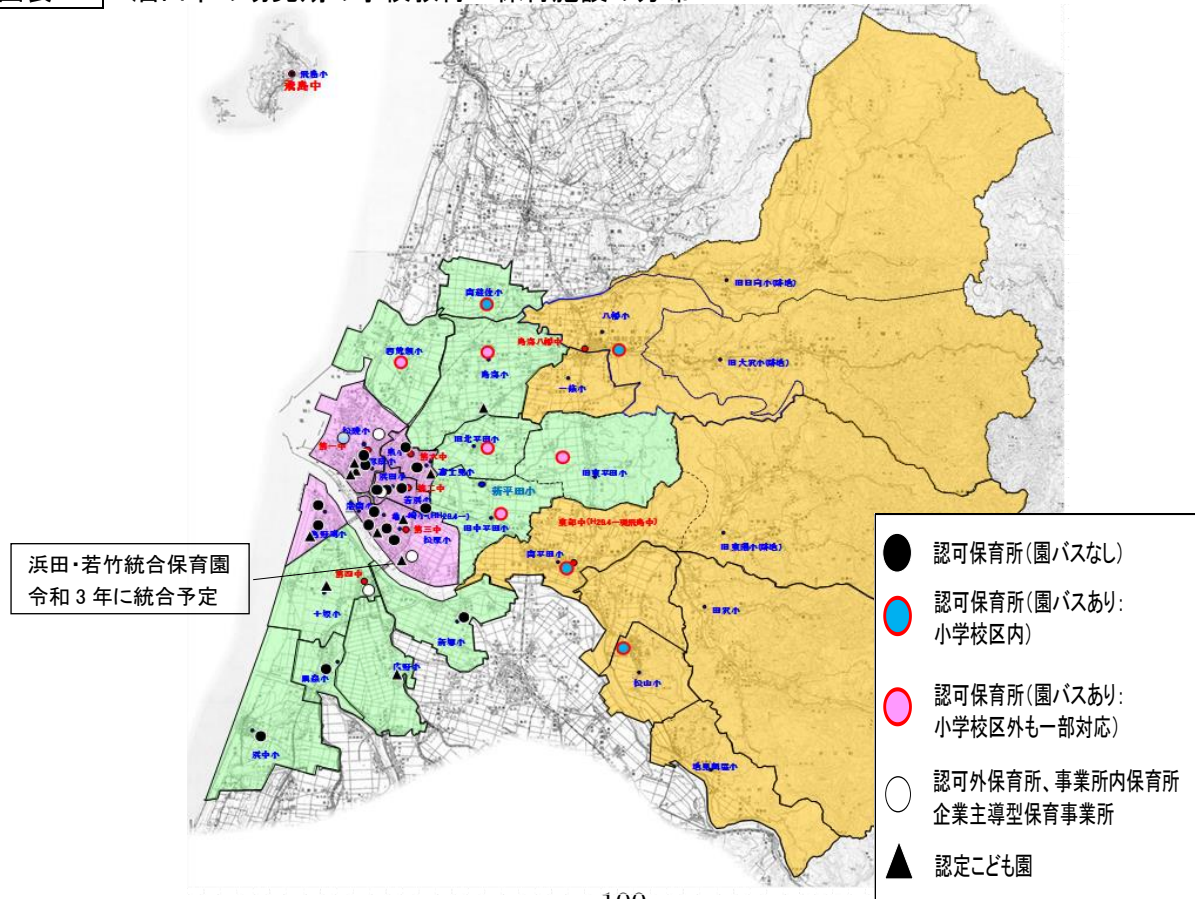
本章では、本市における幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、今後の利用者数の見込みと提供量を確保するための体制について定めます。

2 教育・保育提供区域の設定

第1期子ども・子育て支援事業計画では、市は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供する施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を設定しています。

平成31年1月に実施したニーズ調査によれば、保育所などの施設選びで優先する条件として、「自宅からの距離が近いこと」「施設の教育・保育の方針」が高い割合となっています。本市では、市民の移動手段が自動車によるところが大きく、施設を選択する際の理由も近居だけでなく、通勤経路や施設の方針、開所時間等の多岐にわたっていること、施設の分布が人口の分布と整合性があること、現在も市全域で入所調整を行っている中で待機児童が出ていないことなどの状況から、本計画期間においても、市全域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

図表 5-1 酒田市の幼児期の学校教育・保育施設の分布



3 人口推計

本市の人口は平成12年（121,614人）頃から急激な減少傾向にあります。

平成26年から平成30年までの3月末日の住民基本台帳人口より算出した、各歳児別の平成31年から令和6年までの人口推計は以下のとおりです。

令和2年以降各歳ともに人口は減少する見込みであり、令和6年には各年齢層とも令和2年に比べて1割以上の減少が見込まれます。

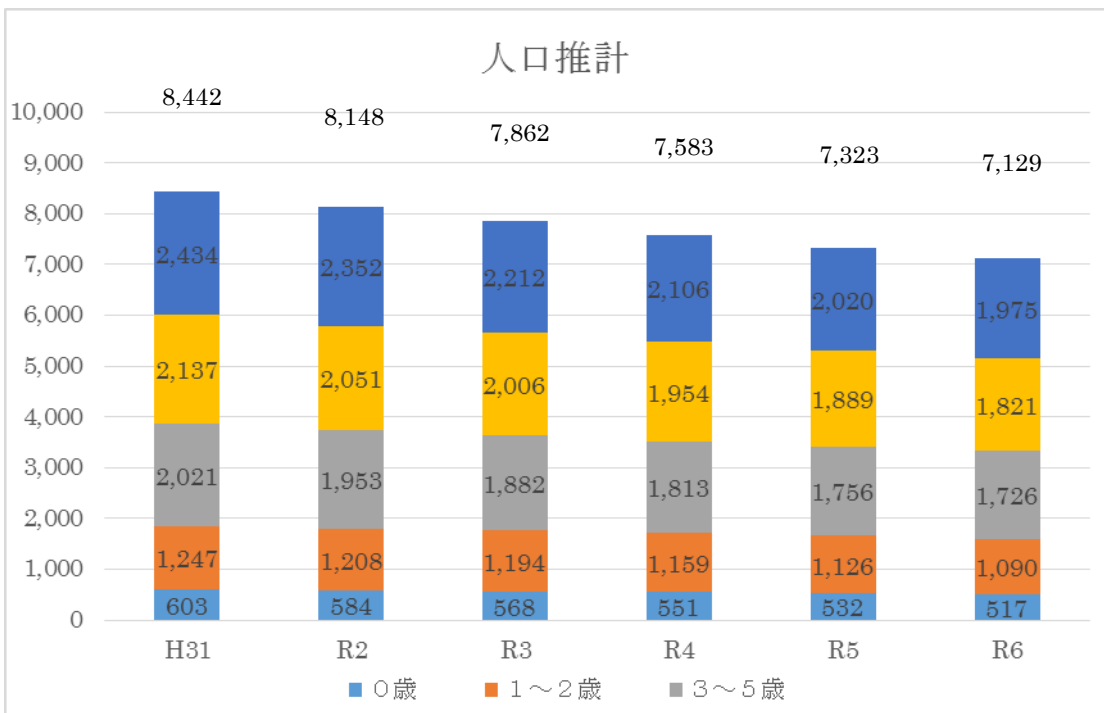
以降の幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みの算出については、基本的にこの人口推計値を使用しています。（図表5-2、5-3）

図表5-2 0歳～11歳までの年別人口推計 (人)

年齢	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	603	584	568	551	532	517
1～2歳	1,247	1,208	1,194	1,159	1,126	1,090
3～5歳	2,021	1,953	1,882	1,813	1,756	1,726
6～8歳	2,137	2,051	2,006	1,954	1,889	1,821
9～11歳	2,434	2,352	2,212	2,106	2,020	1,975
合計	8,442	8,148	7,862	7,583	7,323	7,129

資料：コーホート変化率法による推計人口。

図表5-3 0歳～11歳までの年別人口推計



資料：コーホート変化率法による推計人口。

4 子ども・子育て支援の体系

(1) 幼児期の学校教育・保育

子ども・子育て支援新制度では、保育所、認定こども園等の施設の利用に加え、少人数の子どもを保育する地域型保育事業を実施しています。

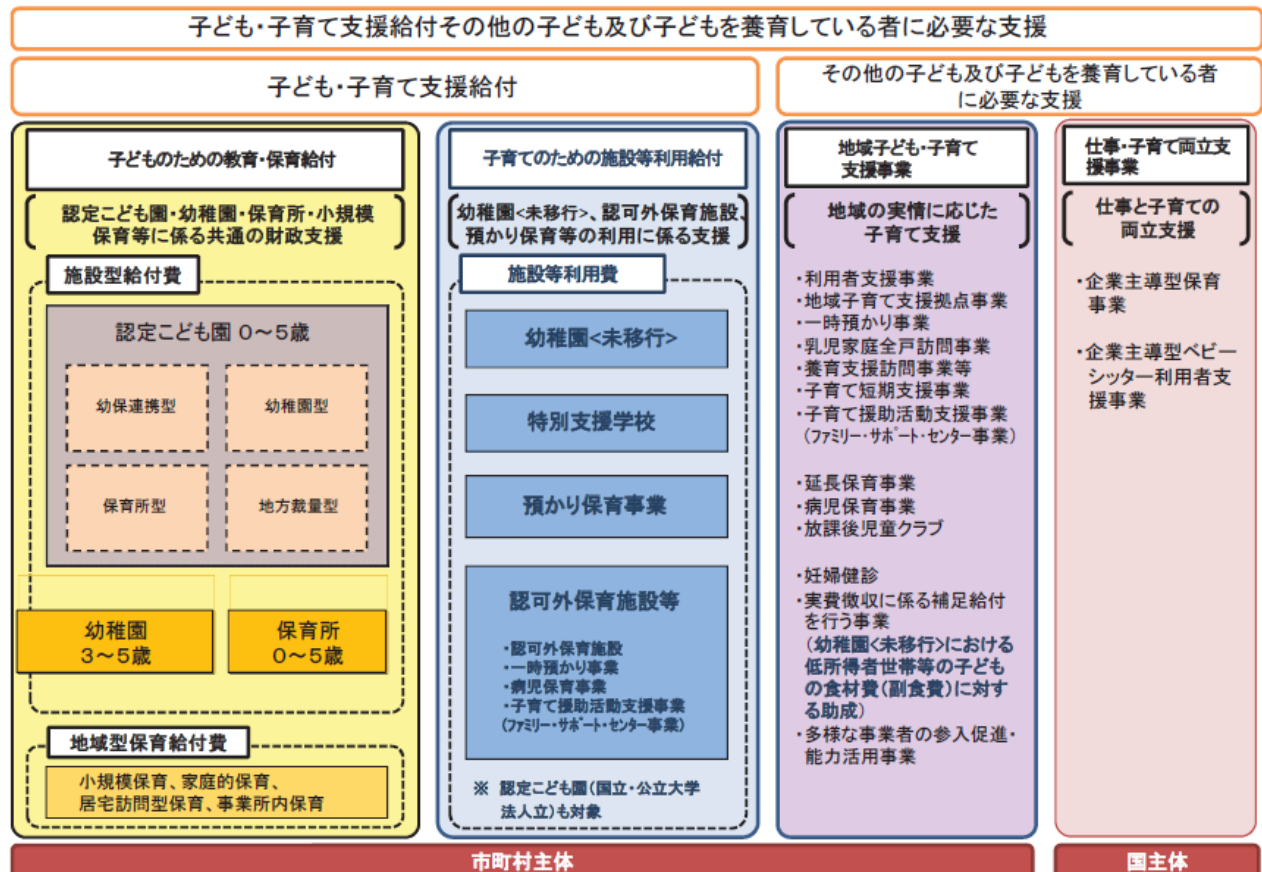
図表 5-4 幼児期の学校教育・保育の概要

	概要	提供施設・事業
保育	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護し、教育を行います。	保育園、認定こども園、地域型保育事業
学校教育	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。	幼稚園、認定こども園 (※幼稚園については、従来の私学助成制度による運営を選択することも可能です)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度は、在宅で子育てをしている家庭も含め、全ての子育て家庭を支援する仕組みであり、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、学童保育事業などこれまで実施してきた事業のほか、利用者支援事業などの事業を実施しています。

図表 5-5 子ども・子育て支援新制度の概要



5 幼児期の学校教育・保育の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

(1) 保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育

【利用者数の現状と見込み】

- ・3～5歳児については、現状でもほとんどの子が何かしらの学校教育・保育施設を利用しており、利用率はほぼ頭打ちとなっています。今後3～5歳児は、出生数（人口）が減少することにより、施設の総利用者数は減少していく見込みです。
- ・0～2歳の施設利用率は近年増加傾向にあり、6割～7割の利用率で推移していく見込みであり、市街地の園では、低年齢児の利用が混むことが予想されます。女性の就業率が調査時よりも上昇すれば、見込み以上に利用率が上昇することも想定されます。

【今後の方向性】

- ・産後休暇後の入所相談も多く寄せられるため、0歳受入について通年して余裕のある状況を確保する必要があります。
- ・3～5歳児の利用者数の減少により利用定員の見直しをして、0～2歳の利用定員の拡充に努め、適正な利用定員の見直しを図っていきます。
- ・令和2年度において、0歳児に需要ギャップが生じています。広域受入等での調整が必要となります。
- ・新たな施設拡充は難しい状況の中で、市街地の0～2歳の利用に対応するため、既存の事業所内保育施設を活用し、従業員以外の0～2歳のお子さんを預かる「地域型保育事業」の活用を検討します。
- ・障がい等により、在宅での保育が必要な世帯の需要も捉えながら、新たな事業形態の実施の可能性についても検討します。

		R2(1年目)			R3(2年目)			R4(3年目)			R5(4年目)			R6(5年目)		
		0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳
利用者数の見込み	市内の利用見込み(A)	351	885	1,561	329	830	1,504	318	802	1,391	307	774	1,287	296	747	1,205
	うち広域利用(B)	5	9	8	5	9	8	5	9	8	5	9	8	5	9	8
	広域受入(C)	7	12	25	7	12	25	7	12	25	7	12	25	7	12	25
	合計(A-B+C)	353	888	1,578	331	833	1,521	320	805	1,408	309	777	1,304	298	750	1,222
提供量の確保	保育園 認定こども園(a)	319	896	1,689	323	908	1,621	323	908	1,571	323	870	1,494	323	870	1,444
	認可保育所予定(b)															
	地域型保育(c)	6	14		6	14		6	14		6	14		6	14	
	企業主導型(d)	15	36	9	15	36	9	15	36	9	15	36	9	15	36	9
	認可外保育(e)	7	20	20	13	20	20	13	20	20	13	20	20	13	20	20
	広域利用(f)	5	9	8	5	9	8	5	9	8	5	9	8	5	9	8
	広域受入(g)	7	12	25	7	12	25	7	12	25	7	12	25	7	12	25
	合計(a+b+c+d+e)	347	966	1,718	357	978	1,650	357	978	1,600	357	940	1,523	357	940	1,473
需給ギャップ	-6	78	140	26	145	129	37	173	192	48	163	219	59	190	251	
推計人口	511	1,135	1,953	495	1,048	1,882	478	1,013	1,740	459	980	1,610	444	944	1,507	
保育利用率	68.7%	78.0%	79.9%	66.5%	79.2%	79.9%	66.5%	79.2%	79.9%	66.9%	79.0%	79.9%	66.7%	79.1%	80.0%	

(2) 幼稚園、認定こども園（学校教育利用）

【利用者数の現状と見込み】

- ・3～5歳児は、出生数（人口）が減少することにより、認定こども園（教育部分）の利用者数は、減少していく見込みです。
- ・幼児教育・保育の無償化により1号認定（教育部分）より2号認定（保育部分）を希望する傾向にあり、1号認定の利用者数は見込み以上に減少することも想定されます。

【今後の方向性】

- ・認定こども園の利用者数は、現時点で利用定員を割り込んでおり、十分な提供量の確保がされています。1号認定と2号認定の定員の見直しを図り、適正な利用定員の見直しを図っていきます。

		R2年度(1年目)		R3年度(2年目)		R4年度(3年目)		R5年度(4年目)		R6年度(5年目)	
		保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり
利用者数の見込み		170	155	164	150	152	138	140	128	132	120
		325		314		290		268		252	
提供量の確保	幼稚園(施設型給付) 認定こども園	466		400		350		350		350	
	幼稚園	0		0		0		0		0	
	広域利用	-		-		-		-		-	
合計		466		400		350		350		350	
需給ギャップ		141		86		60		82		98	
推計人口		1,953		1,882		1,740		1,610		1,507	
保育利用率		16.6%		16.7%		16.7%		16.6%		16.7%	

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用者数の見込みについては、国の手引きをもとに、平成31年1月に実施したニーズ調査の集計値から、世帯の就労状況と学校教育・保育の利用希望率を把握し、算定しています。
- ・施設利用希望率は、共働き世帯や、専業主婦(夫)世帯など、世帯の就労状況の類型毎に算定しています。なお、世帯の就労状況については、今後の就労希望の状況も加味することにより、現時点では利用していない世帯の潜在的な施設利用希望率も含めて算定しています。
- ・各年度の利用者数の推計には、各年3月31日の推計人口を使用(R2年度の推計にはR2年3月31日における推計人口を使用)し、推計人口から、共働き世帯等の類型ごとの世帯数を推計し、施設利用希望率をかけて算定しました。
- ・各年度の利用者数の見込みは、年度途中からの利用者も含めた年度末時点における最大の利用者数を推計しています。

【国の手引きとの相違点】

- ・人口推計(H31年度出生数)に実態と乖離が生じていることから、令和2年度以降の人口推計を補正し、利用者数を再算定しています。

【提供量の確保について】

- ・保育所、認定こども園(保育利用)については、認可保育所(25園)と認定こども園(11園/2号・3号認定)、地域型保育所、企業主導型保育所、認可外保育所の利用定員に加え、広域入所を加味して算出しています。
- ・令和3年度以降の保育所、認定こども園の利用定員は、人口減少による定員の見直しを想定して、1号・2号認定の利用定員数を減算した推計値です。
- ・広域入所は令和元年度8月現在の利用者数として計上し、人口推計は加味せず、同数で推移するものとして算定しています。

6 地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供をします。また、必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施します。
- ・平成 29 年度に子育て世代包括支援センターぎゅっと（母子保健型）を開設し、相談窓口や産前・産後サポート事業の充実を図るとともに、支援を必要とする方への支援計画の作成やサービス提供、関係機関との連絡調整をする等、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援を実施します。

【今後の方向性】

- ・保育所、認定こども園での教育・保育をはじめ、一時預かりや放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、利用できるように、情報提供を行う窓口等を整備します。
- ・地域の課題や子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくりなどの事業を明確化していきます。
- ・情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。
- ・専任の相談員に気軽に相談ができる環境の整備を行います。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
実施の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所



(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

- ・乳幼児と保護者のために、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行うほか、相互の交流を推進します。(平成 31 年度:常設 7 箇所、出張 1 箇所)

【今後の方向性】

- ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの状況の中で、保護者の不安感、孤独感を解消するためのニーズが、今後も見込まれます。
- ・市内の児童センター、子育て支援センター（酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬）、つどいの広場などで、乳幼児の親子の居場所づくりや相談、事業を継続します。拠点施設がない地域については、「出張型つどいの広場」事業を展開し、利用しやすい環境をつくります。
- ・職員配置を増やし、相談機能の充実を図るとともに、施設だけでなく、地域に出向いた事業も展開します。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	70,050	69,720	69,390	69,060	68,730
提供量の確保	70,050	69,720	69,390	69,060	68,730
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用実績に推計人口の変化率をかけて算定しました。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

- ・母子の疾病や障がいの予防、早期発見等を目的に、健診業務を医療機関に委託し、妊娠週数に合わせた検査や保健指導を行います。

【今後の方向性】

- ・妊婦の疾病等の早期発見、早期治療につなげ、母子ともに安全安心な出産を目指します。
- ・妊婦健康診査への助成を行うことで、定期的な受診を促進し、安心して健やかな出産に臨めるよう支援します。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
受診件数の見込み	600	584	566	547	531
のべ利用回数の見込み	7,320	7,119	6,906	6,668	6,480
提供量の確保	7,320	7,119	6,906	6,668	6,480
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・妊娠届出者数の推計値（人）に平均受診回数 12.2 回を掛けて計上しました。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- ・保健師等が全出生児の家庭を訪問し、子どもの発育状態の確認や母親の育児不安等に対して、必要な助言や子育てに関する情報を提供することで、安心して育児ができるように支援します。

【今後の方向性】

- ・乳児と保護者の状況を把握するとともに、安心して育児ができるように、保護者に必要な支援や助言を行っていきます。特別な支援が必要と認められる場合は、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
全戸訪問の見込み	584	568	551	532	517
提供量の確保	584	568	551	532	517
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・各年の0歳児の推計人口を計上しました。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

①養育支援訪問事業

【事業概要】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援員が居宅を訪問し、指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育環境を確保します。

【今後の方向性】

- ・家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るため、必要な支援や助言を行っていきます。支援が必要な場合は、関係機関と連携し、早期に必要なサービスにつなげていきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	17	17	17	17	17
提供量の確保	17	17	17	17	17
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年、最も利用回数の多かった年度の実績値を計上しました。

②子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

- ・児童虐待防止や特定妊婦のフォロー等を推進するため、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関や関係機関等の職員の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等に取り組みます。

【今後の方向性】

- ・虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、引き続き、関係機関で情報や対応を共有し、円滑な連携・協力を確保していきます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

- ・保護者の疾病等により、家庭において児童を養育できない場合、配偶者の暴力により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行います。

【今後の方向性】

- ・利用件数は必ずしも多くはないですが、ひとり親家庭の増加や女性の就業率の上昇、就業形態の多様化等に伴うニーズに対応していきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用件数の見込み	30	30	30	30	30
提供量の確保	30	30	30	30	30
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年の実績値から算定しました。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

- ・小学生までの子どもの保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動の調整や会員を対象に育児に関する研修会を実施します。

【今後の方向性】

- ・保育所、小学校、学童保育所、習い事などの送迎等を中心に、見込まれる利用に対応しながら子育てと仕事との両立を支援します。
- ・安定した事業展開を図るために、新たな協力会員（預かりの援助を行う会員）の確保と人材育成に取り組んでいきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み (未就学)	176	167	158	149	141
利用者数の見込み (小学生)	642	615	592	570	554
提供量の確保	818	782	750	719	695
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・事業については、平成30年度の年間利用実績に未就学児と小学生の推計人口の減少率をかけるという手法を用いています。

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（保育園等における在園児以外の預かり）

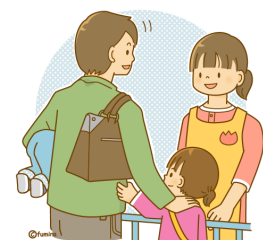
【事業概要】

- ・保護者の急な用事などにより一時的に家庭で面倒をみるのが困難になった子どもを、保育所やつどいの広場などで預かり、保育します。

【今後の方向性】

- ・保育所等を利用していない子どものいる保護者の急な用事、週3日程度の就労、子育てに伴う心理的、身体的負担の解消等のニーズに応えるため、預かり保育を実施していきます。
- ・利用者のニーズを捉えながら、保育所における休日保育の合わせて、休日の一時保育の実施を検討します。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	1,083	1,031	973	918	872
提供量の確保	1,083	1,031	973	918	872
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ニーズ調査から不定期の預かり事業の利用希望率を算出し、各年の推計人口にかけて算出する手法が示されています。この手法では、実際の利用実績と大きく乖離しています。（平成30年度の利用実績（年間の延べ人数）：1,203人）
- ・乖離の理由として、同居や近居の祖父母の協力が得られる場合には、一時預かりを利用しないことが考えられます。
- ・そのため、実利用人数に人口推計による減少率を乗じて算出しています。

②一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

- ・認定こども園の在園児を対象に、教育時間後の預かり保育を実施しています。
- ・保育の必要性のある子どもで、認定こども園（教育）を希望する方については、定期的に利用されています。
- ・保育の必要性のない子どもについても、保護者の用事などがあるときに利用されます。

【今後の方向性】

- ・幼稚園本体の運営が新制度に移行しない場合でも、一時預かり事業（幼稚園型）を実施することができます。
- ・本市の認定こども園では、1号認定で入所した児童に対し預かり保育を提供しており、十分な提供量が見込まれます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	29,880	28,804	27,753	26,877	26,402
提供量の確保 【預かり保育(幼稚園型)】	29,880	28,804	27,753	26,877	26,402
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、保育の必要な子どもは全員利用するものとして、共働き世帯の在園児数に開園日数をかけて算定する手法が示されています。この手法では、実際の利用実績と大きく乖離しています。（平成30年度の利用実績（年間の延べ人数）：35,029人）
- ・そのため、実利用人数に人口推計による減少率を乗じて算出しています。

(9) 延長保育事業

【事業概要】

- ・保育所、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間（短時間保育（1日8時間）、標準時間保育（1日11時間））以外の時間において、延長して保育を実施します。
- ・保育時間外に、急務な用事・仕事があった場合に利用されています。

【今後の方向性】

- ・利用者の子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに合わせて利用時間を超えた保育を実施します。
- ・就労形態の多様化に対応するため、19時以降の保育の実施も検討します。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
利用者数の見込み	892	891	883	874	872
提供量の確保	892	891	883	874	872
需給ギャップ	0	0	0	0	0



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ニーズ調査で、保育を希望する世帯のうち、利用終了時間の希望を18時以降と答えた世帯の割合を、各年の推計人口にかけて計上すると示されています。この手法では、実際の利用実績と大きく乖離しています。(平成30年度の利用実績(利用人数): 898人)
- ・乖離の理由として、同居や近居の祖父母の協力が得られる場合には、預かり保育を利用しないこと等が考えられます。
- ・そのため、実利用人数に人口推計による減少率を乗じて算出しています。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

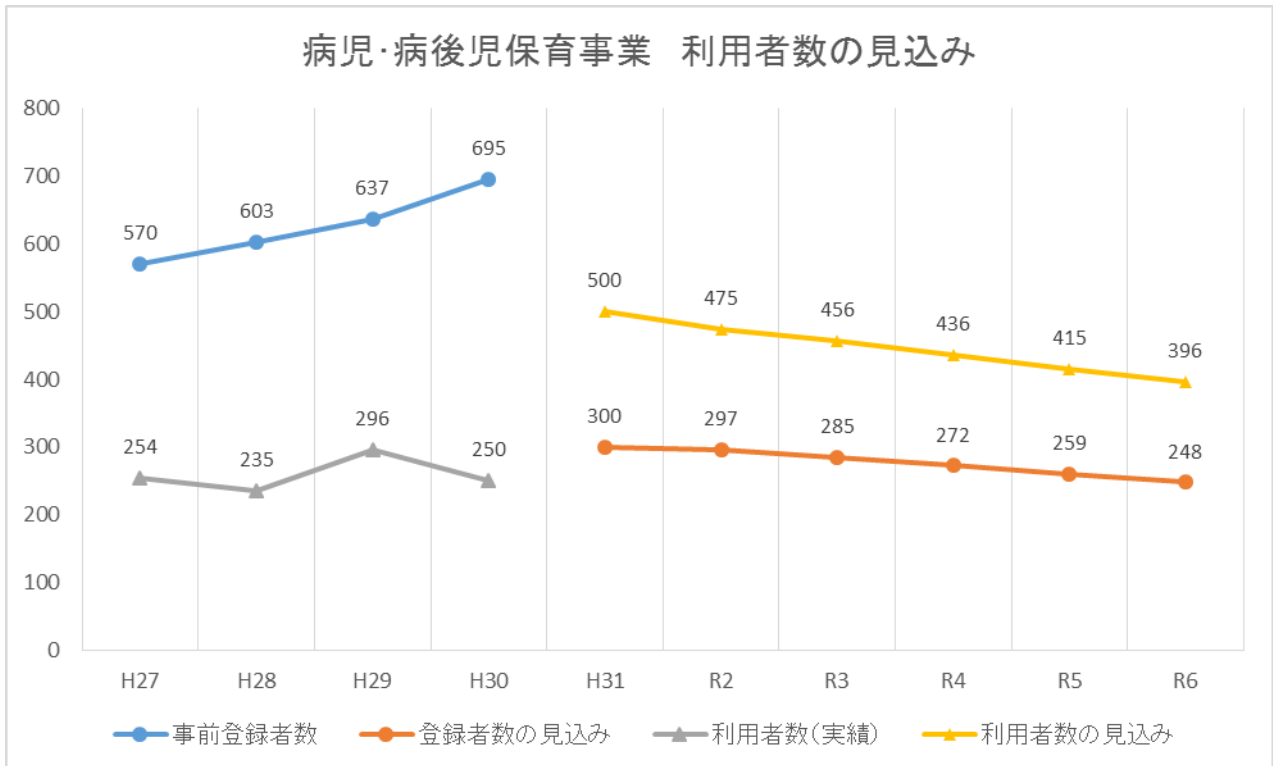
- ・病気や病気の回復期で、集団保育が困難な児童を専用施設で一時的に保育します。
- ・平成31年4月から、病児・病後児保育所の定員を3名から9名に増員し、施設の空き状況により利用を断る件数もほとんどなくなったことから、令和元年3月をもって病後児保育所1箇所を廃止し、令和2年度からは病児・病後児保育所1箇所で開催します。
- ・事前登録については、平成30年度までは年度を越しても対象年齢の上限(小学校3年生)に達するまで自動更新していましたが、平成31年度からは毎年度登録申請することに変更しています。
- ・平成31年4月から、通常の預かりに加え、病児送迎サービス¹及び受診付添いサービス²を実施しています。

【今後の方向性】

- ・病児保育のニーズは高いものの、対象となる子どもの減少の影響を受け、事前登録者数及び利用者数も減少する見込みです。
- ・保護者の子育てと就労の両立を支援するために、子どもが病気になった時に安心して過ごせる保育を提供していきます。
- ・庄内北部定住自立圏形成協定³に基づく協定自治体の相互利用についても、引き続き連携して行っていきます。

1 「病児送迎サービス」: 保育所等に通所して、保育中に急な体調不良となった児童に対し、保護者の依頼により、看護師がタクシーで該当園に迎えに行き、かかりつけ医を受診した後に保育するもの。
 2 「受診付添いサービス」: 急に体調不良となった児童を、保護者が直接病児・病後児保育所に連れてきた場合、看護師がタクシーでかかりつけ医に連れて行き、受診後に保育するもの。
 3 「庄内北部定住自立圏形成協定」: 酒田市を中心に、生活・経済面で関わり深い遊佐町、庄内町、三川町が連携・協力して圏域を形成し、住民生活に必要な機能を確認して人口定住や住みやすい地域社会を形成することを目指すもの。病児・病後児保育施設については、現在、酒田市以外では三川町に1箇所、庄内町に1箇所あり。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
事前登録者数の見込み	297	285	272	259	248
利用者数の見込み	475	456	436	415	396
提供量の確保 【施設定員9人×290日】	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
需給ギャップ	2,135	2,154	2,174	2,195	2,214



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ひとり親世帯と共働き世帯を対象に、仕事を休んで病気の子どもの面倒をみた日数のうち、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと思った日数から計上する手法が示されています。この手法では、近年の利用実績の10倍以上も多い人数が算出され、現状と大きく乖離した見込みとなります。
- ・乖離の原因として、非常時に面倒を見てくれる祖父母がいる場合や、病児・病後児保育施設の利用に係る手続きを保護者が敬遠する場合、などが考えられます。
- ・そのため、より現実的な見込み量として、登録数については、これまでの事前登録者数の伸び率を加味した上で、事前登録者率を各年の推計人口にかけて算出しています。また、利用者数については、登録児童の年間利用率を各年の推計人口にかけて算出しています。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

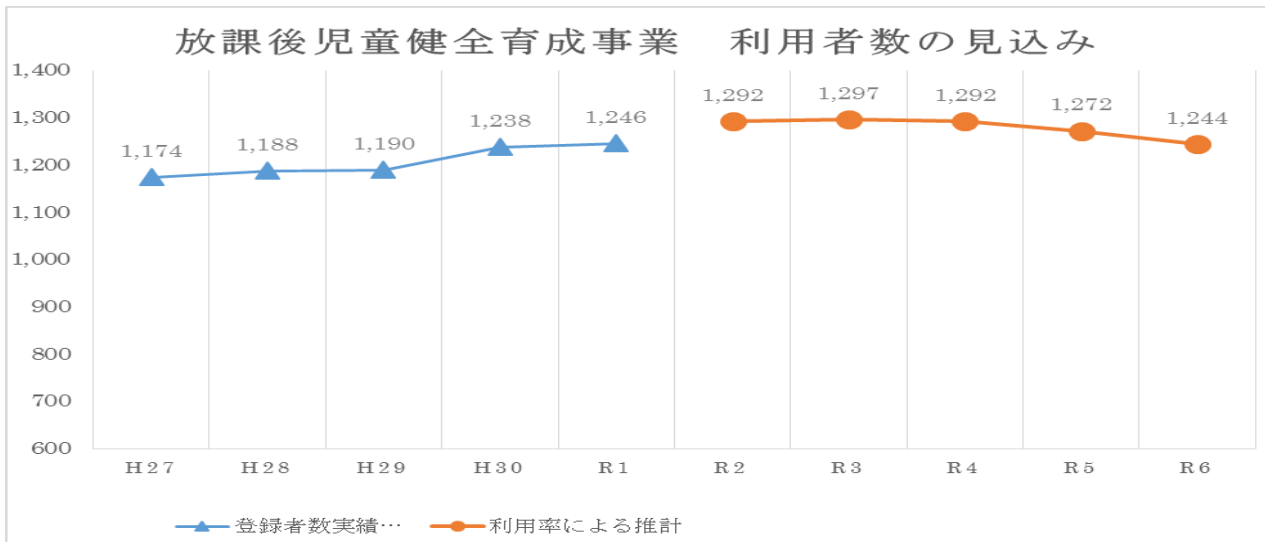
- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。(23箇所)

- ・子どもの居場所づくりとして子ども教室の実施をしております。(1箇所)

【今後の方向性】

- ・児童数は減少するものの、学童利用率が上昇していることから、令和3年度まで増加しています。令和4年度以降は、徐々に減少していきます。
- ・また、高学年の児童については、定員数に達していることから利用調整をしており、潜在的な待機児童がいます。
- ・令和2年度には余裕教室を活用した整備及び若浜学区第二学童保育所の整備をしており、待機児童の解消に努めます。
- ・適切に健全育成が図られるように、支援の単位（保育を提供するグループ）を概ね40人以下となるように努めていきます。
- ・待機児童が発生している学区については、ニーズの動向を見ながら、放課後総合プランの推進による余裕教室やコミュニティセンターなどの地域資源の活用などを検討していきます。
- ・潜在的な待機児童に対し、子ども教室と一体的に整備をすすめ待機児童の解消に努めていきます。
- ・保護者の子育てと仕事の両立を支援するために、開所時間の延長を計画的に進めていきます。

	R2年度 (1年目)	R3年度 (2年目)	R4年度 (3年目)	R5年度 (4年目)	R6年度 (5年目)
登録者数の見込み	1,292	1,297	1,292	1,272	1,244
提供量の確保	1,246	1,297	1,292	1,272	1,244
需給ギャップ	-46	0	0	0	0
潜在的待機児童も 含めた需要数	1,541	1,476	1,421	1,368	1,329
子ども教室による提供量	100	100	100	100	100



【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、小学生のいる世帯の利用希望率をもとに算定する手法が示されており、この手法で算定した場合、現時点の登録率と同程度の利用希望率が得られます。
- ・しかし、近年の世帯環境により学童保育の利用率が上昇しています。そのため、利用率の上昇率と、人口減少率を乗じて利用者数を計上しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

・低所得で生計が困難な世帯に対し、保育所、認定こども園等に支払う文具その他の教育・保育に必要な物品を購入する費用等を助成します。

【今後の方向性】

・子どもたちが家庭の状況によらず、様々な活動に参加できる状況を確保することは、すべての子どもの育ちを保障していく上で重要であり、国県の制度設計の状況も踏まえながら支援のあり方等について検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

- ・教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用を補助するものです。
- ・特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用を補助するものです。

【今後の方向性】

・健康面や発達面において支援が必要な子ども動向や、新規参入する事業者の動向を踏まえ、事業の必要性や支援のあり方等について検討していきます。

7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供について

幼児期の学校教育・保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労等の状況によらず利用ができるため、子どもの育ちの連続的な支援や地域の利便性向上を図る上で多くの利点があります。認定こども園の普及については、市としても制度の趣旨を踏まえ、国に更なる環境整備の充実を求めながら普及に取り組むべきと考えます。

市では、今後の教育・保育の需要量を踏まえて、既存施設の規模の適正化を行いながら、認定こども園化についても検討していきます。

(2) 幼児期の学校教育・保育の推進について

保育所、認定こども園等、幼児期の学校教育・保育の質を常に向上させるとともに、すべての酒田っ子が就学前までに「生きる力」の基礎を獲得し、小学校生活にスムーズに馴染めるような環境整備をさらに進める必要があります。

そのため、保育所、認定こども園等の相互連携や、小学校等との連携（幼保小連携）を強化し、情報共有や合同研修などを充実させることにより、相互理解をさらに深めていくことが重要です。

8 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

保育所、認定こども園、地域型保育等の利用に係る子どものための教育・保育給付に加え、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子どものための教育・保育給付の対象外である、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業の利用にかかる費用を支給する子育てのための施設等利用給付が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の対象として確認した特定子ども・子育て支援施設等は、令和元年10月1日時点で30施設となります。

子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担軽減のため、市内に住所を有する認可外保育施設（2箇所）と平日8時間以上、年間200日以上の子育て支援事業を実施している認定こども園（10箇所）の預かり保育事業の利用料については、施設が保護者に代わって請求する法定代理受領を行います。また、この法定代理受領による給付、その他の事業の利用に対する償還払いによる給付は、毎月支給を基本としつつ、3か月までまとめて請求することができることとし、適正な支給を確保していきます。

また、子ども・子育て支援法に基づく事務に当たっては適正執行に努め、施設等の運営状況、監査状況の情報提供、立入調査への同行等、県と連携し、公正な支給に努めていきます。